岐阜県のうち 土岐市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十九・四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十九・六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・八キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岐阜県のうち 土岐市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
岐阜県のうち 瑞穂市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十七キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四十五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岐阜県のうち 瑞穂市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十七キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四十九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
岐阜県のうち 飛騨市	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
を		
岐阜県のうち 飛騨市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十九・四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十九・六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・八キロリットル以上 五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
岐阜県のうち 羽島郡のうち岐南町	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十三キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が五キロリットル以上 五　容量九キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
岐阜県のうち 羽島郡のうち岐南町	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が五キロリットル以上 五　容量九キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
岐阜県のうち 安八郡のうち輪之内町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量九キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
		四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること